

報道関係者 各位

令和6年7月30日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等部指導課
 課長 平田 和広
 労働紛争調整官 江口 仁志
 (代表電話) 048 (600) 6269

「令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況（埼玉労働局）」を公表します

～民事上の個別労働紛争相談件数は「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多～

埼玉労働局は、このたび、「令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談 ※1」、労働局長による「助言・指導 ※2」、紛争調整委員会による「あっせん ※3」の3つの方法があります。

埼玉労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導およびあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】

1 総合労働相談件数は48,106件で、依然として高止まり。助言・指導申出件数は前年度より大幅に減少、あっせん申請件数は微増。

・ 総合労働相談件数	48,106 件	(前年度比	8.8% 減少)
⇒うち法制度の問い合わせ	29,316 件	(前年度比	3.0% 減少)
⇒うち労働基準法等の違反の疑いがあるもの	8,438 件	(前年度比	3.7% 増加)
⇒うち民事上の個別労働紛争※4相談件数	8,772 件	(前年度比	8.5% 減少)
・ 助言・指導申出件数	230 件	(前年度比	46.9% 減少)
・ あっせん申請件数	115 件	(前年度比	1.8% 増加)

2 民事上の個別労働紛争における相談件数では、「いじめ・嫌がらせ」※5 の件数が引き続き最多。

- ・民事上の個別労働紛争相談件数は、「いじめ・嫌がらせ」が11年連続最多
- ・助言・指導の申出は、労働条件の引下げが最多で、次にいじめ・嫌がらせが多い
- ・あっせんの申請は、解雇が最多で、次にいじめ・嫌がらせが多い

※1～5については次頁をご参照ください。

- ※1 「総合労働相談」：埼玉労働局、各労働基準監督署内の県内9か所（発表日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。
- ※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向性を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者間の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。
- ※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- ※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く。）。
- ※5 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメント（注）に関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別労働紛争（のいじめ・嫌がらせ）」の相談件数には計上されていない。同じく、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応している（以下、本資料において同じ。）。

〈参考〉 令和5年度の同法に関する相談等の状況

同法に関する相談件数：1,839件（前年度1,630件）

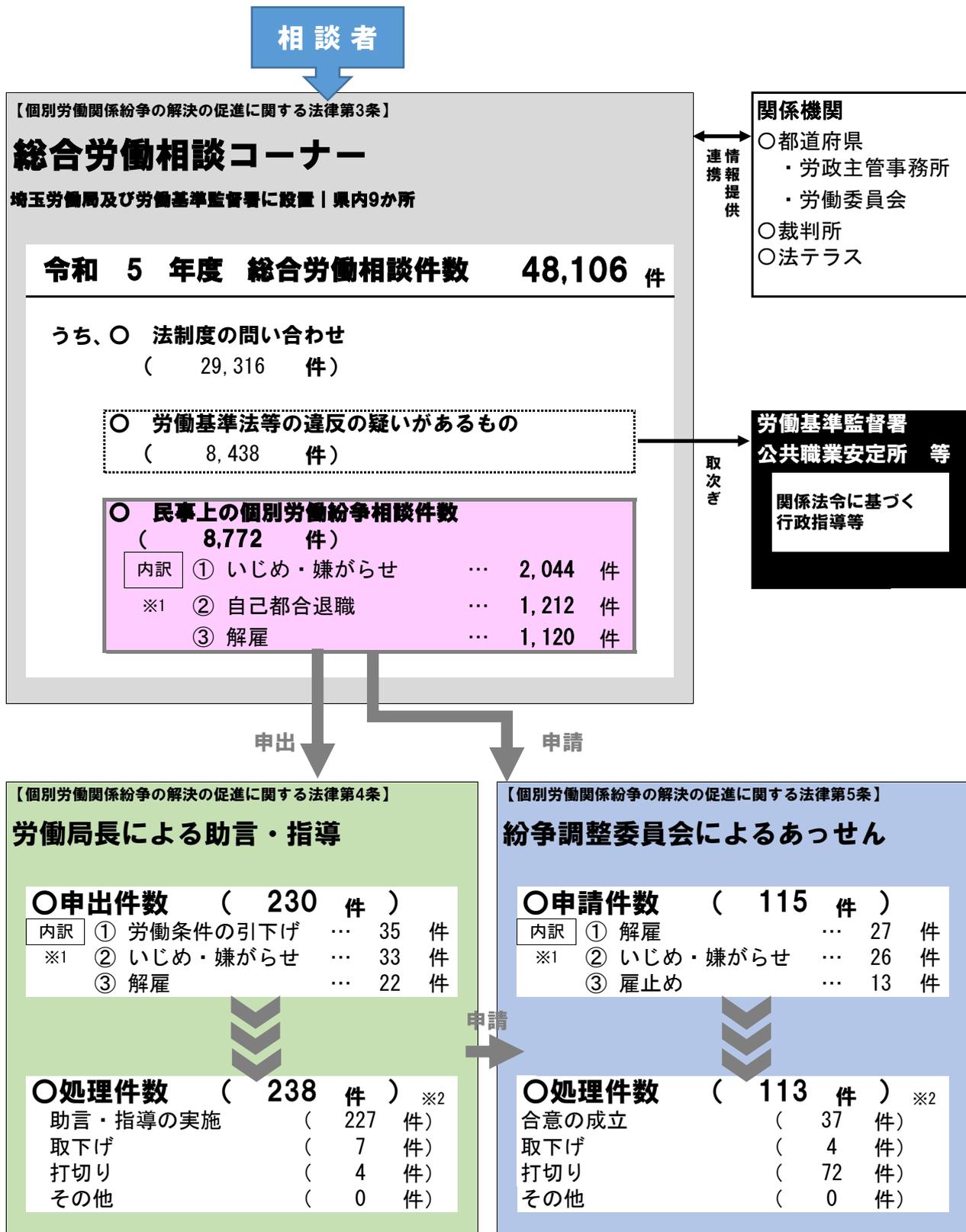
同法に基づく紛争解決の援助申立件数：37件（前年度56件）

同法に基づく調停申請受理件数：33件（前年度32件）

【別添資料】

- 別添1 個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）
- 別添2 令和5年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）
- 別添3 令和5年度における助言・指導及びあっせんの事例（埼玉労働局）
- 別添4 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧
- (参考) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）

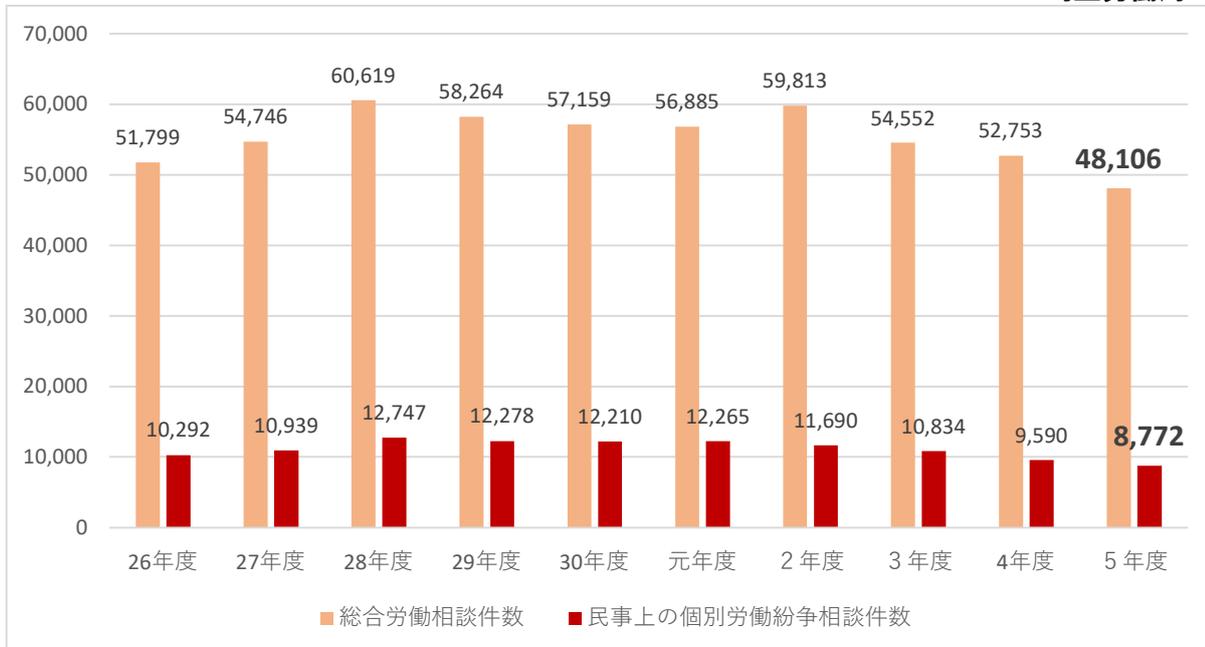


令和5年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）

1 総合労働相談

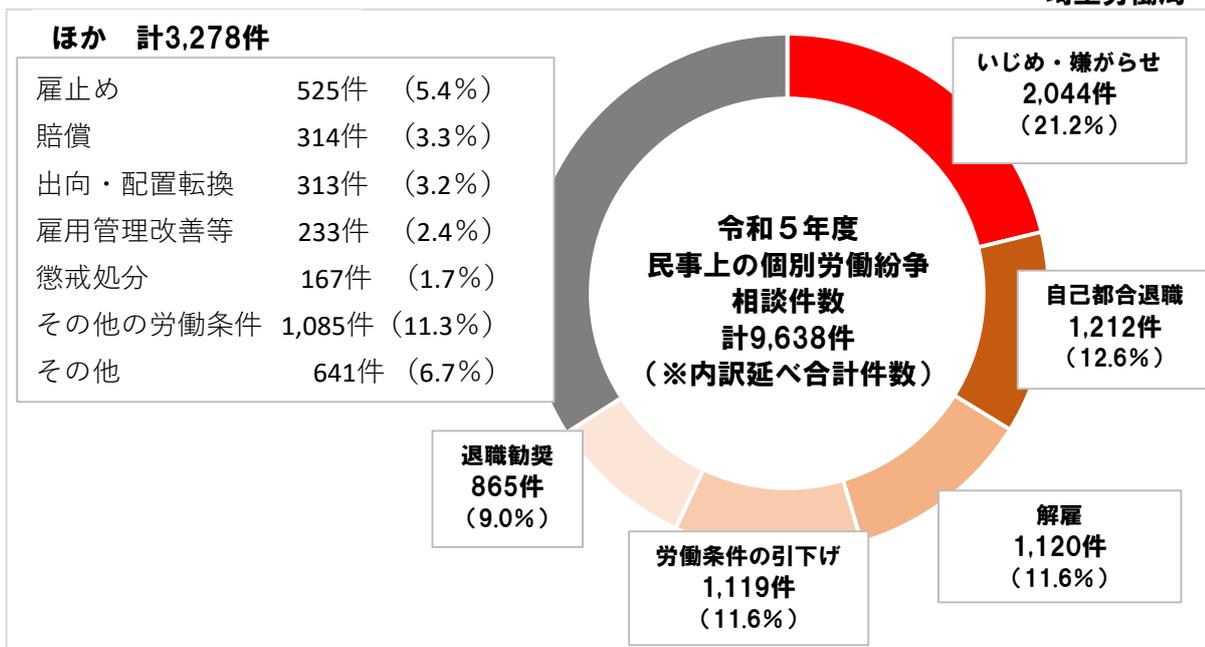
（1）相談件数の推移

埼玉労働局



（2）民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

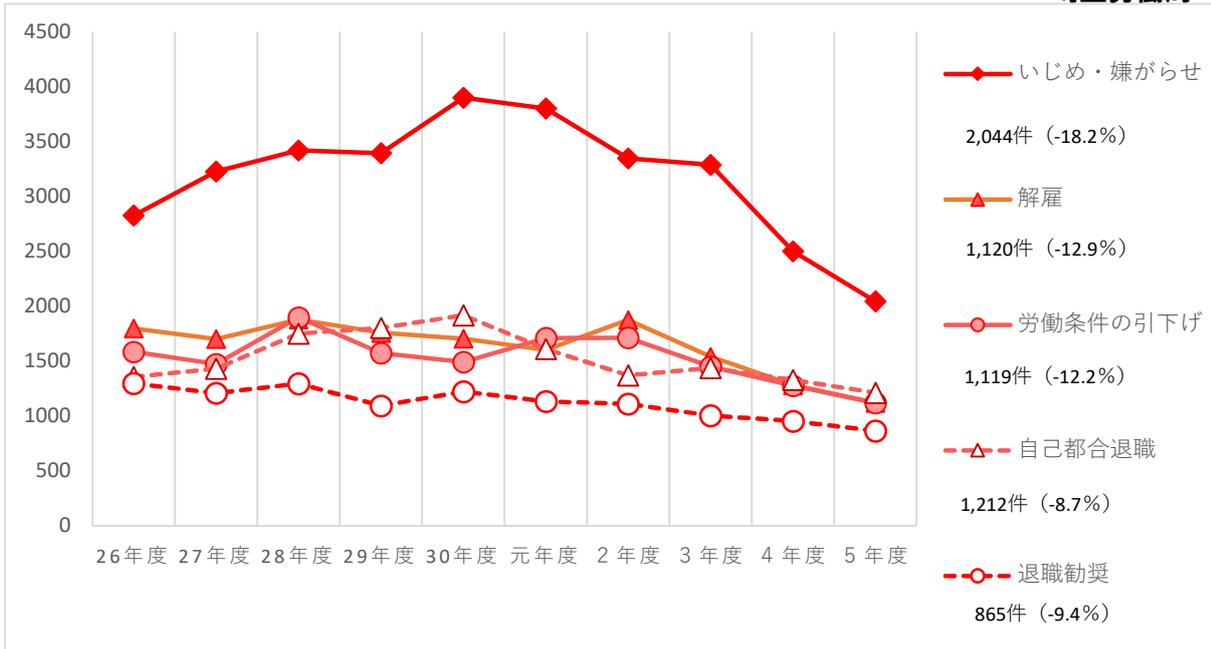
埼玉労働局



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)

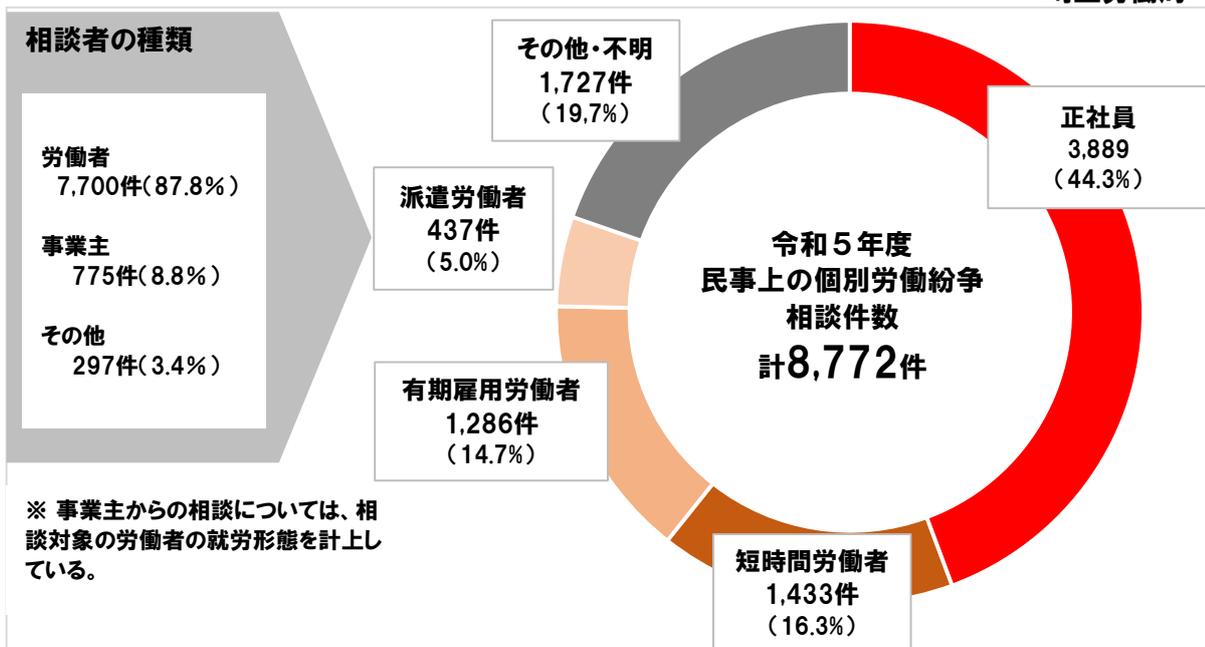
埼玉労働局



※ () 内は対前年度比。

(4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数

埼玉労働局



※ () 内は相談対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
26年度	1,797	674	1,297	80	1,357	435	1,586	817	2,827	108	151	2,035	13,164
	13.7%	5.1%	9.9%	0.6%	10.3%	3.3%	12.0%	6.2%	21.5%	0.8%	1.1%	15.5%	100.0%
27年度	1,701	611	1,209	58	1,431	547	1,474	1,011	3,227	182	142	1,723	13,316
	12.8%	4.6%	9.1%	0.4%	10.7%	4.1%	11.1%	7.6%	24.2%	1.4%	1.1%	12.9%	100.0%
28年度	1,879	611	1,295	101	1,749	399	1,898	1,037	3,418	210	134	1,874	14,605
	12.9%	4.2%	8.9%	0.7%	12.0%	2.7%	13.0%	7.1%	23.4%	1.4%	0.9%	12.8%	100.0%
29年度	1,759	789	1,095	78	1,804	396	1,574	1,307	3,393	187	118	1,632	14,132
	12.4%	5.6%	7.7%	0.6%	12.8%	2.8%	11.1%	9.2%	24.0%	1.3%	0.8%	11.5%	100.0%
30年度	1,706	589	1,222	73	1,917	392	1,494	1,325	3,898	321	126	1,838	14,901
	11.4%	4.0%	8.2%	0.5%	12.9%	2.6%	10.0%	8.9%	26.2%	2.2%	0.8%	12.3%	100.0%
元年度	1,602	520	1,133	66	1,610	452	1,710	1,153	3,800	276	100	1,488	13,910
	11.5%	3.7%	8.1%	0.5%	11.6%	3.2%	12.3%	8.3%	27.3%	2.0%	0.7%	10.7%	100.0%
2年度	1,875	698	1,112	91	1,371	421	1,712	940	3,346	297	100	1,437	13,400
	14.0%	5.2%	8.3%	0.7%	10.2%	3.1%	12.8%	7.0%	25.0%	2.2%	0.7%	10.7%	100.0%
3年度	1,541	590	1,006	91	1,436	386	1,452	1,071	3,287	271	66	1,332	12,529
	12.3%	4.7%	8.0%	0.7%	11.5%	3.1%	11.6%	8.5%	26.2%	2.2%	0.5%	10.6%	100.0%
4年度	1,280	551	955	80	1,327	418	1,274	977	2,499	326	80	1,319	11,086
	11.5%	5.0%	8.6%	0.7%	12.0%	3.8%	11.5%	8.8%	22.5%	2.9%	0.7%	11.9%	100.0%
5年度	1,120	525	865	68	1,212	313	1,119	1,085	2,044	233	92	962	9,638
	11.6%	5.4%	9.0%	0.7%	12.6%	3.2%	11.6%	11.3%	21.2%	2.4%	1.0%	10.0%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものを。

【参考】第2表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
26年度	4,034	2,418	463	1,129	2,248	10,292
	39.2%	23.5%	4.5%	11.0%	21.8%	100%
27年度	4,500	2,399	393	1,234	2,413	10,939
	41.1%	21.9%	3.6%	11.3%	22.1%	100%
28年度	5,264	2,273	663	1,641	2,906	12,747
	41.3%	17.8%	5.2%	12.9%	22.8%	100%
29年度	4,997	2,331	606	1,805	2,539	12,278
	40.7%	19.0%	4.9%	14.7%	20.7%	100%
30年度	5,144	2,255	694	1,559	2,558	12,210
	42.1%	18.5%	5.7%	12.8%	21.0%	100%
元年度	5,383	2,301	659	1,560	2,362	12,265
	43.9%	18.8%	5.4%	12.7%	19.3%	100%
2年度	4,649	2,230	686	1,524	2,601	11,690
	39.8%	19.1%	5.9%	13.0%	22.2%	100%
3年度	4,376	2,010	613	1,288	2,547	10,834
	40.4%	18.6%	5.7%	11.9%	23.5%	100%
4年度	4,104	1,539	546	1,270	2,131	9,590
	42.8%	16.0%	5.7%	13.2%	22.2%	100%
5年度	3,889	1,433	437	1,286	1,727	8,772
	44.3%	16.3%	5.0%	14.7%	19.7%	100%

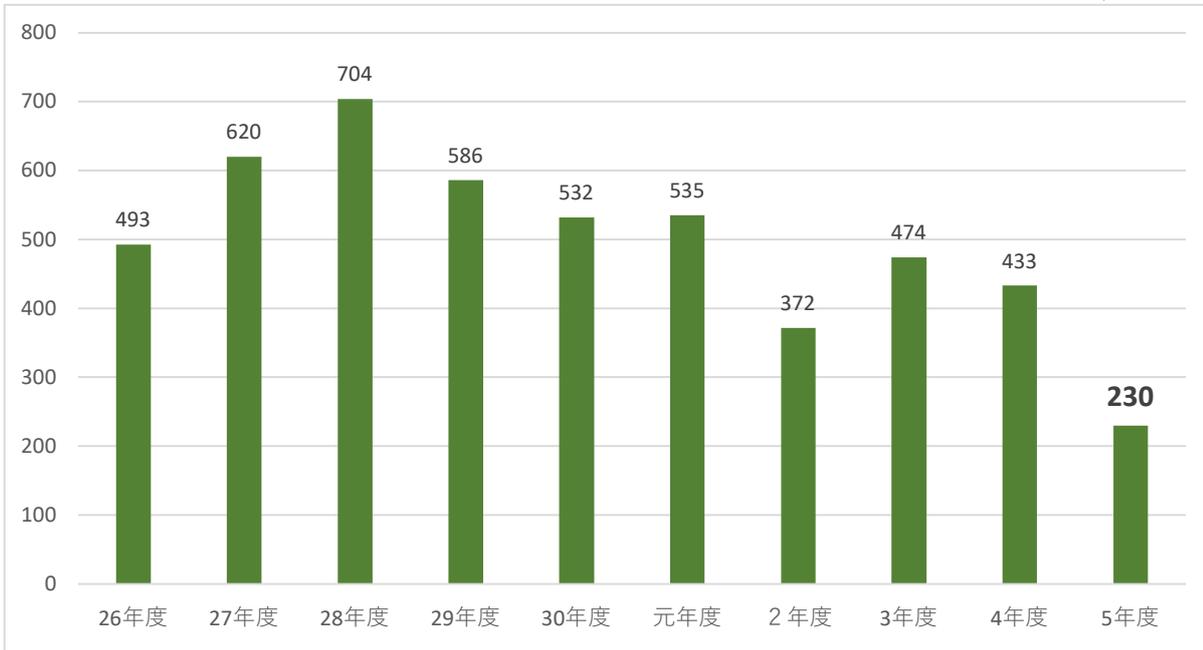
※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談対象となる労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの相談については、相談対象となった労働者の就労形態を計上している。

2 都道府県労働局長による助言・指導

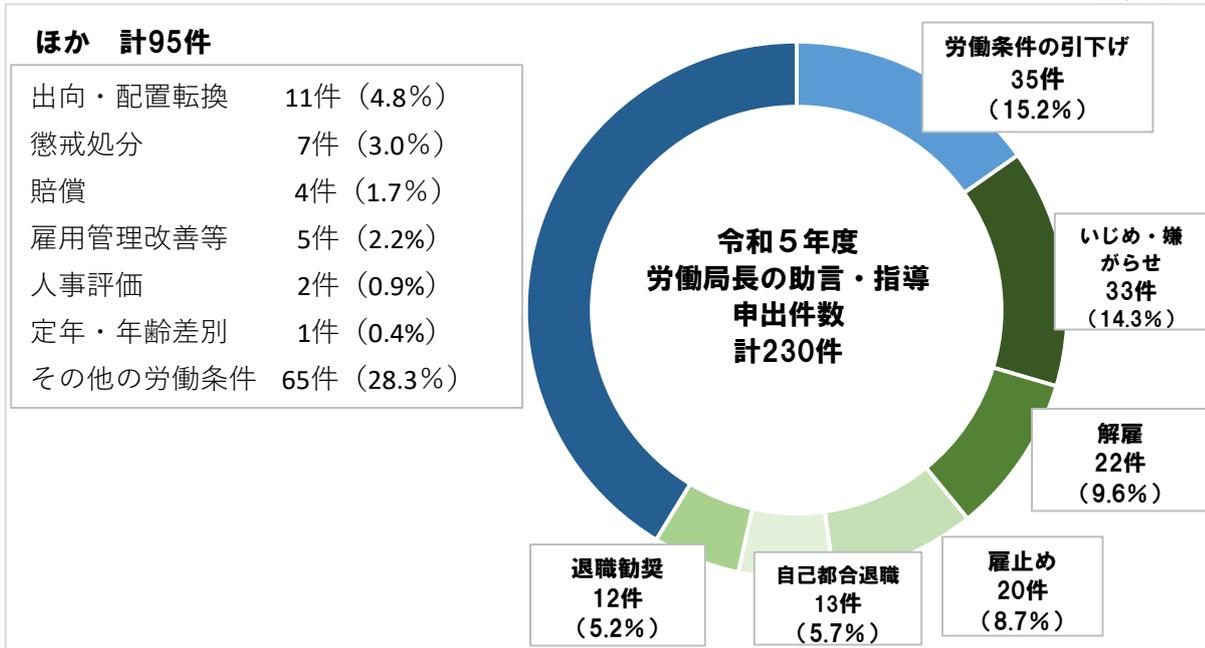
(1) 申出件数の推移

埼玉労働局



(2) 申出内容別の件数

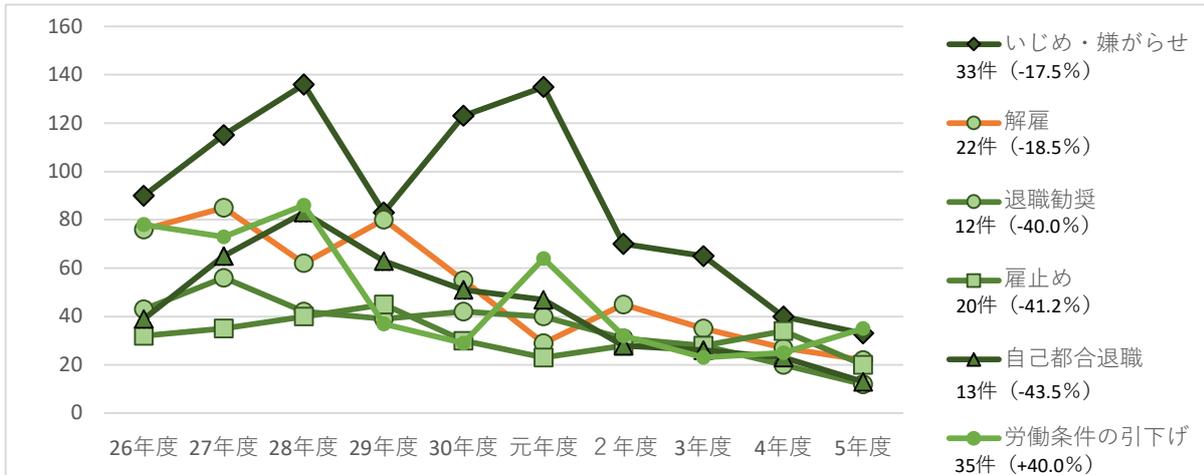
埼玉労働局



※ ()内は申出内容の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(3) 主な申出内容別の件数推移 (10年間)

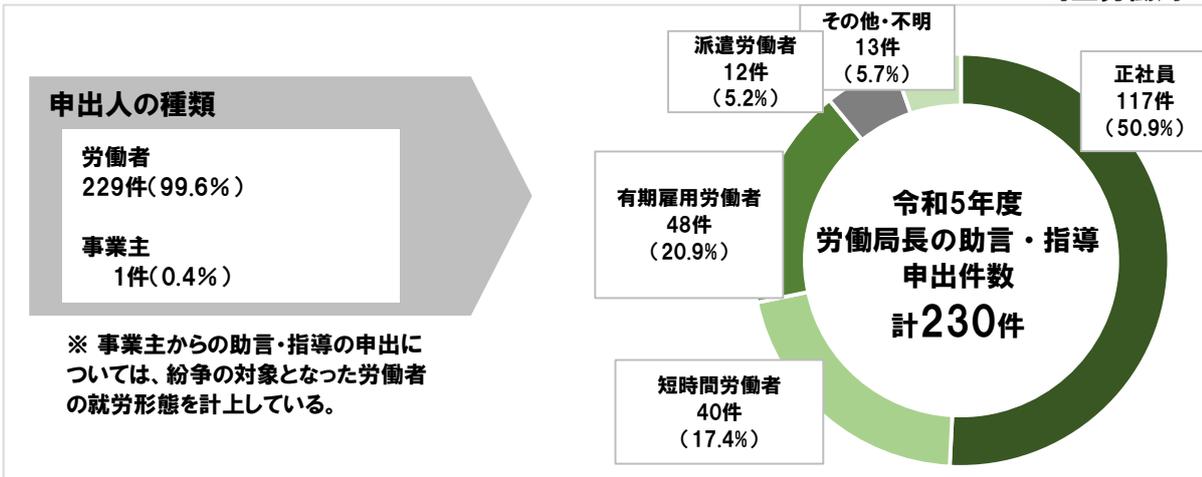
埼玉労働局



※ () 内は対前年度比。

(4) 就労形態別の申出件数

埼玉労働局



※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(5) 助言・指導の流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ () 内は処理件数238件に占める比率



【参考】第3表 助言・指導申出件数の推移（申出内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	合計件数
26年度	76	32	43	3	39	21	78	72	90	9	3	27	493
	15.4%	6.5%	8.7%	0.6%	7.9%	4.3%	15.8%	14.6%	18.3%	1.8%	0.6%	5.5%	100.0%
27年度	85	35	56	2	65	22	73	101	115	21	8	37	620
	13.7%	5.6%	9.0%	0.3%	10.5%	3.5%	11.8%	16.3%	18.5%	3.4%	1.3%	6.0%	100.0%
28年度	62	40	42	7	83	21	86	150	136	15	7	55	704
	8.8%	5.7%	6.0%	1.0%	11.8%	3.0%	12.2%	21.3%	19.3%	2.1%	1.0%	7.8%	100.0%
29年度	80	45	39	2	63	22	37	137	87	11	12	51	586
	13.7%	7.7%	6.7%	0.3%	10.8%	3.8%	6.3%	23.4%	14.8%	1.9%	2.0%	8.7%	100.0%
30年度	55	30	42	0	51	27	29	109	123	15	4	47	532
	10.3%	5.6%	7.9%	0.0%	9.6%	5.1%	5.5%	20.5%	23.1%	2.8%	0.8%	8.8%	100.0%
元年度	29	23	40	3	47	38	64	96	135	21	3	36	535
	5.4%	4.3%	7.5%	0.6%	8.8%	7.1%	12.0%	17.9%	25.2%	3.9%	0.6%	6.7%	100.0%
2年度	45	28	31	2	28	21	32	79	70	12	1	23	372
	12.1%	7.5%	8.3%	0.5%	7.5%	5.6%	8.6%	21.2%	18.8%	3.2%	0.3%	6.2%	100.0%
3年度	35	28	28	3	26	19	23	224	65	1	1	21	474
	7.4%	5.9%	5.9%	0.6%	5.5%	4.0%	4.9%	47.3%	13.7%	0.2%	0.2%	4.4%	100.0%
4年度	27	34	20	1	23	18	25	218	40	10	3	14	433
	6.2%	7.9%	4.6%	0.2%	5.3%	4.2%	5.8%	50.3%	9.2%	2.3%	0.7%	3.2%	100.0%
5年度	22	20	12	0	13	11	35	65	33	5	0	14	230
	9.6%	8.7%	5.2%	0.0%	5.7%	4.8%	15.2%	28.3%	14.3%	2.2%	0.0%	6.1%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申出内容の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

【参考】第4表 助言・指導申出件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
26年度	227	117	27	97	25	493
	46.0%	23.7%	5.5%	19.7%	5.1%	100%
27年度	275	185	31	92	37	620
	44.4%	29.8%	5.0%	14.8%	6.0%	100%
28年度	310	135	48	127	84	704
	44.0%	19.2%	6.8%	18.0%	11.9%	100%
29年度	270	130	37	100	49	586
	46.1%	22.2%	6.3%	17.1%	8.4%	100%
30年度	271	123	29	80	29	532
	50.9%	23.1%	5.5%	15.0%	5.5%	100%
元年度	285	112	32	86	20	535
	53.3%	20.9%	6.0%	16.1%	3.7%	100%
2年度	187	71	36	69	9	372
	50.3%	19.1%	9.7%	18.5%	2.4%	100%
3年度	201	175	28	58	12	474
	42.4%	36.9%	5.9%	12.2%	2.5%	100%
4年度	176	153	19	67	18	433
	40.6%	35.3%	4.4%	15.5%	4.2%	100%
5年度	117	40	12	48	13	230
	50.9%	17.4%	5.2%	20.9%	5.7%	100%

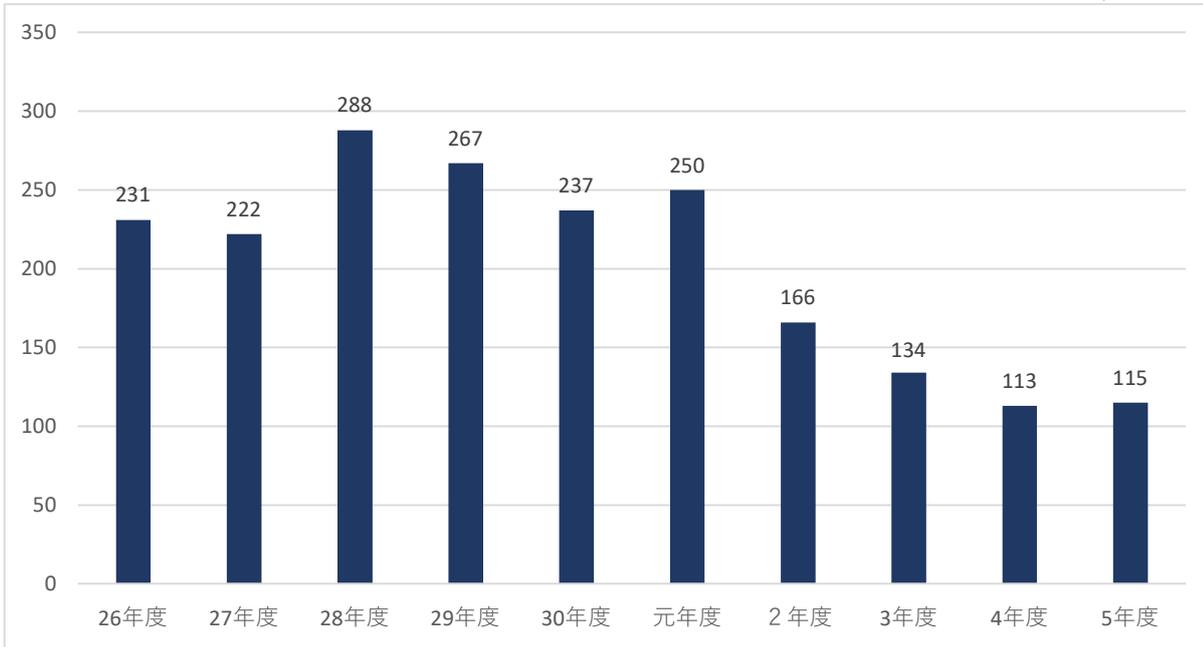
※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの助言・指導の申出については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

3 紛争調整委員会によるあっせん

(1) 申請件数の推移

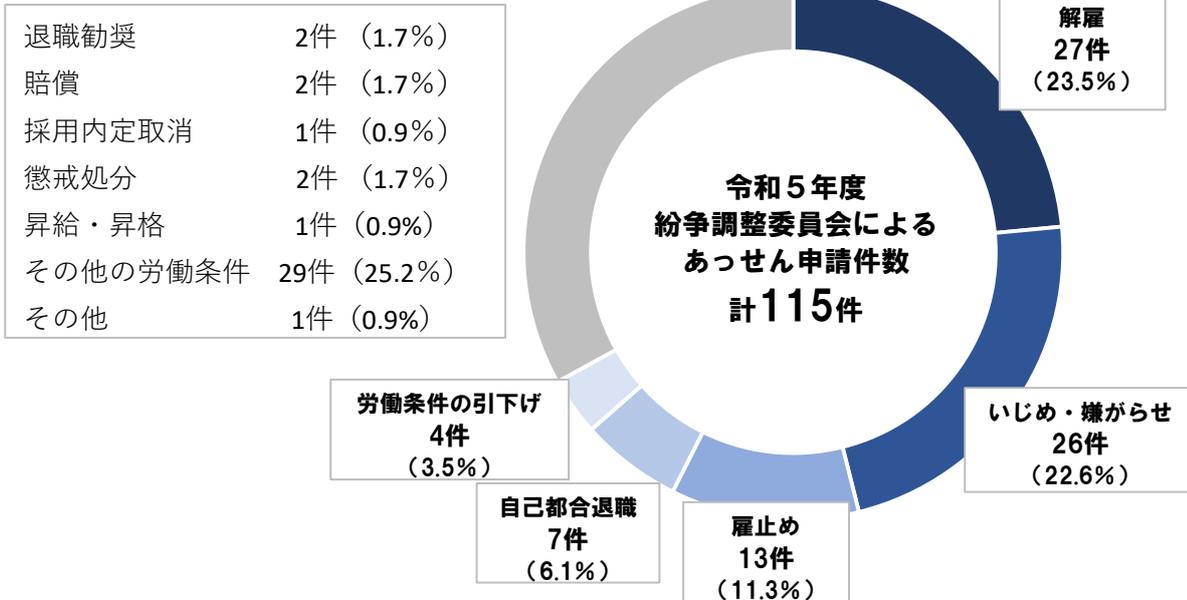
埼玉労働局



(2) 申請内容別の件数

埼玉労働局

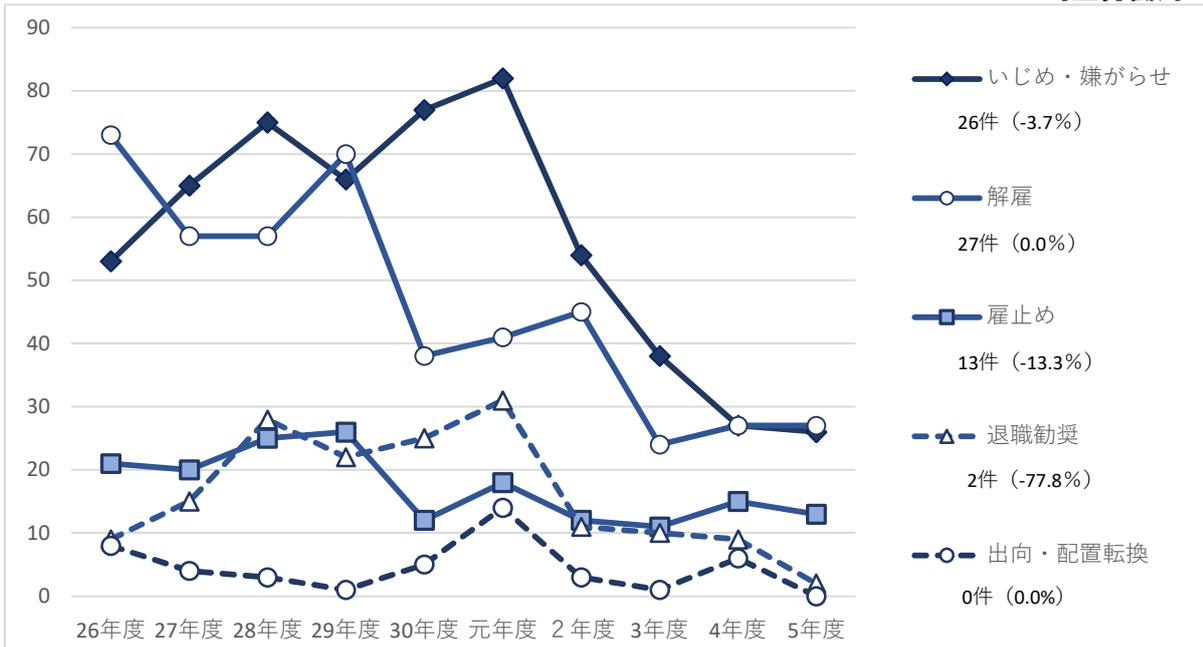
ほか 計38件



※ ()内は申請内容の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

(3) 主な申請内容別の件数推移 (10年間)

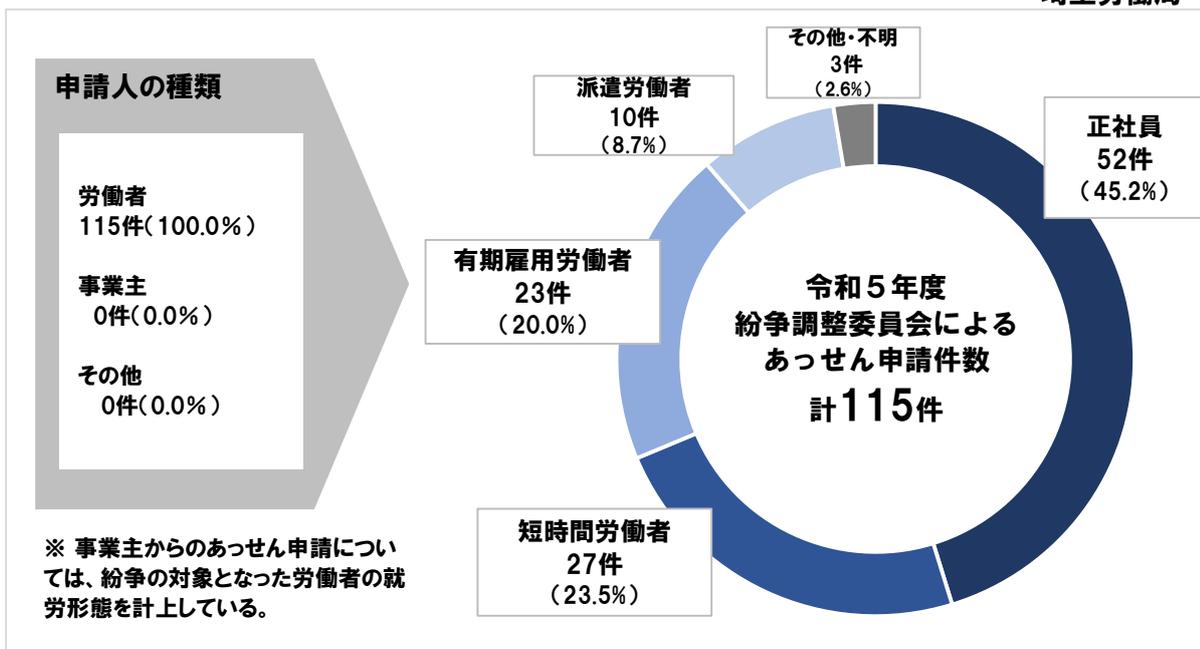
埼玉労働局



※ () 内は対前年度比。

(4) 就労形態別の申請件数

埼玉労働局



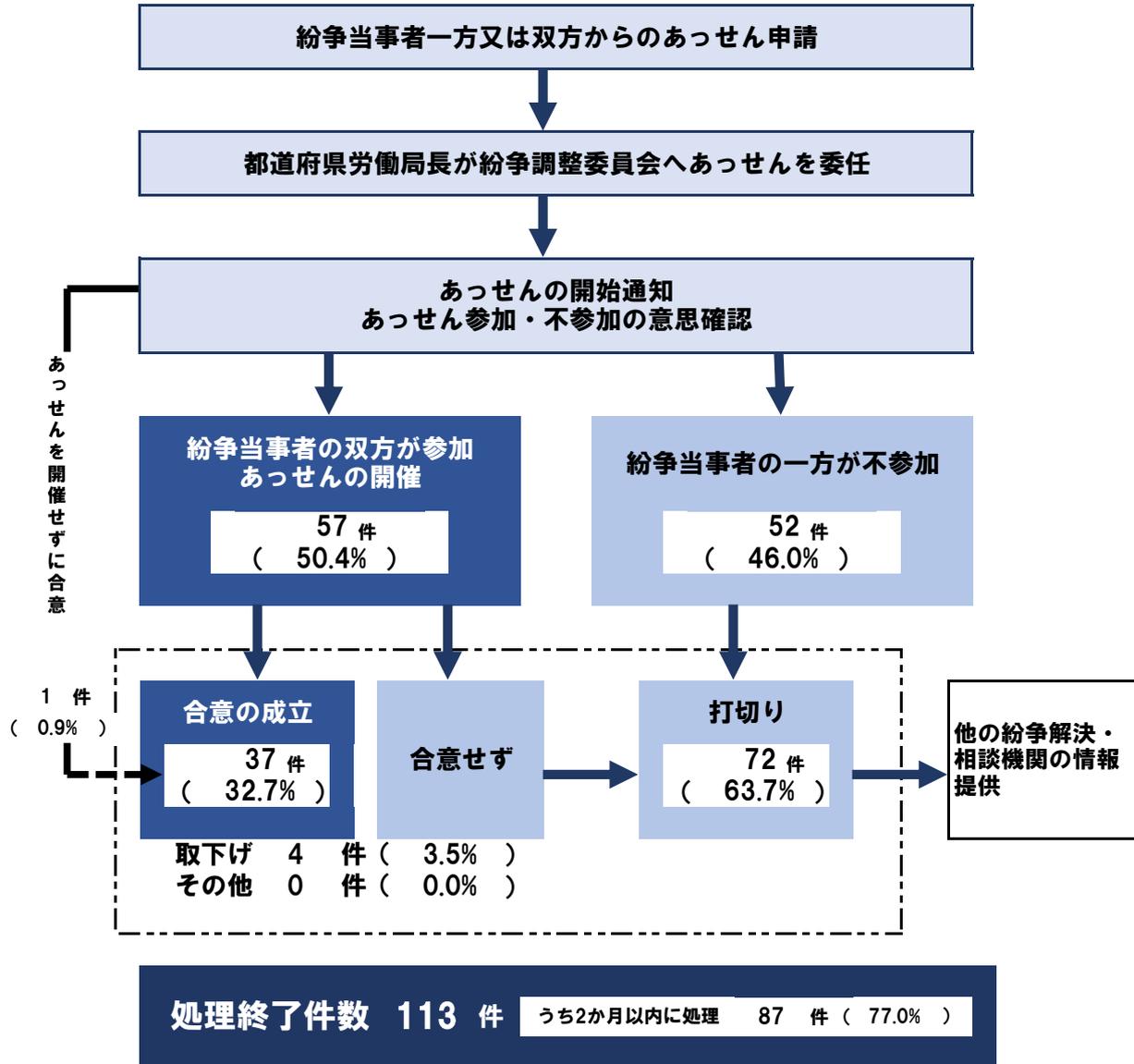
※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

(5) あっせん手続きの流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ () 内は処理終了件数 113 件に占める比率



埼玉労働局

【参考】第5表 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移

参加率	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
紛争当事者双方のあっせん参加件数 / 手続き終了件数	51.2%	45.1%	52.5%	48.3%	45.1%	50.0%	50.4%

【参考】第6表 あっせんにおける合意率の推移

合意率	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
合意成立件数 / 手続き終了件数	33.5%	26.8%	37.7%	32.6%	30.3%	34.5%	32.7%
あっせん開催による合意成立件数 / 紛争当事者双方のあっせん参加件数	62.9%	58.6%	68.8%	59.3%	54.7%	67.3%	63.2%

【参考】第7表 あっせん申請件数の推移（申請内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	その他	合計件数
26年度	73	21	9	4	0	9	28	21	53	0	13	231
	31.6%	9.1%	3.9%	1.7%	0.0%	3.9%	12.1%	9.1%	22.9%	0.0%	5.6%	100.0%
27年度	57	20	15	5	0	5	16	16	65	1	22	222
	25.7%	9.0%	6.8%	2.3%	0.0%	2.3%	7.2%	7.2%	29.3%	0.5%	9.9%	100.0%
28年度	57	25	28	7	1	3	47	35	75	1	9	288
	19.8%	8.7%	9.7%	2.4%	0.3%	1.0%	16.3%	12.2%	26.0%	0.3%	3.1%	100.0%
29年度	70	26	22	6	6	1	16	30	66	3	21	267
	26.2%	9.7%	8.2%	2.2%	2.2%	0.4%	6.0%	11.2%	24.7%	1.1%	7.9%	100.0%
30年度	38	12	25	2	5	5	22	29	77	6	16	237
	16.0%	5.1%	10.5%	0.8%	2.1%	2.1%	9.3%	12.2%	32.5%	2.5%	6.8%	100.0%
元年度	41	18	31	3	0	14	23	25	82	6	7	250
	16.4%	7.2%	12.4%	1.2%	0.0%	5.6%	9.2%	10.0%	32.8%	2.4%	2.8%	100.0%
2年度	45	12	11	2	10	3	8	15	54	1	5	166
	27.1%	7.2%	6.6%	1.2%	6.0%	1.8%	4.8%	9.0%	32.5%	0.6%	3.0%	100.0%
3年度	24	11	10	2	8	2	14	17	38	1	7	134
	17.9%	8.2%	7.5%	1.5%	6.0%	1.5%	10.4%	12.7%	28.4%	0.7%	5.2%	100.0%
4年度	27	15	9	1	4	6	3	17	27	0	4	113
	23.9%	13.3%	8.0%	0.9%	3.5%	5.3%	2.7%	15.0%	23.9%	0.0%	3.5%	100.0%
5年度	27	13	2	1	7	0	4	29	26	0	6	115
	23.5%	11.3%	1.7%	0.9%	6.1%	0.0%	3.5%	25.2%	22.6%	0.0%	5.2%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申請内容の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

【参考】第8表 あっせん申請件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
26年度	108	48	7	48	20	231
	46.8%	20.8%	3.0%	20.8%	8.7%	100%
27年度	97	62	11	40	12	222
	43.7%	27.9%	5.0%	18.0%	5.4%	100%
28年度	143	63	14	57	11	288
	49.7%	21.9%	4.9%	19.8%	3.8%	100%
29年度	84	47	6	63	67	267
	31.5%	17.6%	2.2%	23.6%	25.1%	100%
30年度	112	46	20	48	11	237
	47.3%	19.4%	8.4%	20.3%	4.6%	100%
元年度	132	56	15	37	10	250
	52.8%	22.4%	6.0%	14.8%	4.0%	100%
2年度	82	33	9	34	8	166
	49.4%	19.9%	5.4%	20.5%	4.8%	100%
3年度	60	38	6	25	5	134
	44.8%	28.4%	4.5%	18.7%	3.7%	100%
4年度	43	24	4	28	14	113
	38.1%	21.2%	3.5%	24.8%	12.4%	100%
5年度	52	27	10	23	3	115
	45.2%	23.5%	8.7%	20.0%	2.6%	100%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

4 令和5年度個別労働紛争解決制度 総括表

埼玉労働局

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談		48,106 件			
①相談者の種類					
労働者	28,457 件 (59.2%)	事業主	14,401 件 (29.9%)	その他	5,248 件 (10.9%)
相談者のうち、外国人		外国人のうち、技能実習生			
	933 件 (1.9%)		63 件 (0.1%)		
②相談の内訳					
法制度の問い合わせ	29,316 件 (60.9%)	労働基準法等の違反の疑いがあるもの	8,438 件 (17.5%)		
民事上の個別労働相談	8,772 件 (18.2%)	その他	4,147 件 (8.6%)		
2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数		8,772 件			
①相談者の種類					
労働者	7,700 件 (87.8%)	事業主	775 件 (8.8%)	その他	297 件 (3.4%)
②労働者の就労状況					
正社員	3,889 件 (44.3%)	短時間労働者	1,433 件 (16.3%)	派遣労働者	437 件 (5.0%)
有期雇用労働者	1,286 件 (14.7%)	その他・不明	1,727 件 (19.7%)		
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計は 9,638 件になる。					
普通解雇	910 件 (9.4%)	整理解雇	73 件 (0.8%)	懲戒解雇	137 件 (1.4%)
雇止め	525 件 (5.4%)	退職勧奨	865 件 (9.0%)	採用内定取消し	68 件 (0.7%)
自己都合退職	1,212 件 (12.6%)	出向・配置転換	313 件 (3.2%)	労働条件の引下げ	1,119 件 (11.6%)
その他の労働条件	1,085 件 (11.3%)	いじめ・嫌がらせ	2,044 件 (21.2%)	雇用管理改善等	233 件 (2.4%)
募集・採用	92 件 (1.0%)	その他	962 件 (10.0%)		
3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数					
(1) 申出件数 230 件					
①申出人の種類					
労働者	229 件 (99.6%)	事業主	1 件 (0.4%)		
②労働者の就労状況					
正社員	117 件 (50.9%)	短時間労働者	40 件 (17.4%)	派遣労働者	12 件 (5.2%)
有期雇用労働者	48 件 (20.9%)	その他・不明	13 件 (5.7%)		
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる場合もある。合計は、 230 件。					
普通解雇	17 件 (7.4%)	整理解雇	0 件 (0.0%)	懲戒解雇	5 件 (2.2%)
雇止め	20 件 (8.7%)	退職勧奨	12 件 (5.2%)	採用内定取消し	0 件 (0.0%)
自己都合退職	13 件 (5.7%)	出向・配置転換	11 件 (4.8%)	労働条件の引下げ	35 件 (15.2%)
その他の労働条件	65 件 (28.3%)	いじめ・嫌がらせ	33 件 (14.3%)	雇用管理改善等	5 件 (2.2%)
募集・採用	0 件 (0.0%)	その他	14 件 (6.1%)		
(2) 処理件数 238 件					
①処理の区分					
助言を実施	227 件 (95.4%)	指導を実施	0 件 (0.0%)		
取下げ	7 件 (2.9%)	打切り	4 件 (1.7%)	その他	0 件 (0.0%)
②処理の期間					
1か月以内	237 件 (99.6%)	1か月を超えて2ヶ月以内	1 件 (0.4%)	2か月超	0 件 (0.0%)

4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数					
(1) 申請件数		115 件			
① 申請人の種類					
労働者	115 件 (100.0%)	事業主	0 件 (0.0%)	労使双方	0 件 (0.0%)
② 労働者の就労状況					
正社員	52 件 (45.2%)	短時間労働者	27 件 (23.5%)	派遣労働者	10 件 (8.7%)
有期雇用労働者	23 件 (20.0%)	その他・不明	3 件 (2.6%)		
③ 紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる場合もある。合計は、115 件。					
普通解雇	24 件 (20.9%)	整理解雇	1 件 (0.9%)	懲戒解雇	2 件 (1.7%)
雇止め	13 件 (11.3%)	退職勧奨	2 件 (1.7%)	採用内定取消し	1 件 (0.9%)
自己都合退職	7 件 (6.1%)	出向・配置転換	0 件 (0.0%)	労働条件の引下げ	4 件 (3.5%)
その他の労働条件	29 件 (25.2%)	いじめ・嫌がらせ	26 件 (22.6%)	雇用管理等	0 件 (0.0%)
その他	6 件 (5.2%)				
(2) 処理件数		113 件			
① 処理の区分					
当事者間の合意の成立	37 件 (32.7%)	うちあっせんを開催 せずに合意したもの	1 件 (0.9%)		
申請の取下げ	4 件 (3.5%)	その他	0 件 (0.0%)		
打切り	72 件 (63.7%)	うち不参加による打切り	52 件 (46.0%)		
② 処理の期間					
1か月以内	50 件 (44.2%)	1か月を超えて 2ヶ月以内	37 件 (32.7%)	2か月超	26 件 (23.0%)

※ () 内は各合計値に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

令和5年度における助言・指導及びあっせんの事例

埼玉労働局

事例1	自己都合退職に係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人は正社員として勤務していたが、2月初めに3月いっぱい退職することを事業主に伝えたが無視された。 さらに提出した退職届も目の前で捨てられるなど、全く応じてもらえなかったため、助言を申し出た。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<p>事業主に連絡し、民法の退職に関する規定等を説明し、申出人の退職の希望を踏まえ、きちんと労使間で話し合いを行うよう助言した。 その後、事業主は申出人と話し合いを行い、申出人は希望どおりに退職できることになった。</p>

事例1	パートタイム社員の雇用をめぐるトラブルに係るあっせん
<p>事案の概要</p>	<p>申請人は、パートタイム社員として採用されたが採用時に雇用期間についての説明は一切なかったため、長く勤務できるものと考えていた。ところが入社から半年後に突然6ヶ月契約であることを伝えられた上に更新は行われず、契約期間満了となった。 申請人は雇用期間について最初に説明がなかったため長期雇用を期待していたこと、更新されなかった理由についても納得できず不当な雇止めであると主張し、経済的損失及び精神的苦痛に対し補償金と慰謝料を求め、あっせんを申請した。</p>
<p>あっせんのポイント・結果</p>	<p>被申請人は労働条件通知書の交付が遅れたことは認めるが、その中に契約期間が6ヶ月であることは記載しており、申請人からもそのことについて特に質問がなかったため理解しているものと考えていたと主張。更新しなかった理由については周囲との協調性に欠けることを挙げた。 あっせん委員から被申請人に対し、本来最初に交付すべき労働条件通知書が遅れたという不備もあることから、重要な労働条件である契約期間の有無は労働者の理解をきちんと確認すべきであったこと、雇止めの理由としている協調性については具体性を欠き曖昧なものと受け止められてもやむを得ないのではと伝えた。 双方ともに金銭による解決を求めたため双方に譲歩可能な和解案を確認したところ、合意に至り、被申請人が申請人に解決金を支払うことで和解が成立し、解決した。</p>

埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

	名称	所在地	電話番号
☆	埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
		相談受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階 (さいたま労働基準監督署内)	048-614-9977
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	川口総合労働相談コーナー	〒332-0015 埼玉県川口市川口2-10-2 (川口労働基準監督署内)	048-498-6648
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	熊谷総合労働相談コーナー	〒360-0856 埼玉県熊谷市別府5-95 (熊谷労働基準監督署内)	048-511-7010
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	川越総合労働相談コーナー	〒350-1118 埼玉県川越市豊田本1-19-8 (川越労働基準監督署内)	049-210-9334
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	春日部総合労働相談コーナー	〒344-8506 埼玉県春日部市南3-10-13 (春日部労働基準監督署内)	048-614-9968
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	所沢総合労働相談コーナー	〒359-0042 埼玉県所沢市並木6-1-3 (所沢労働基準監督署内)	04-2003-6967
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	行田総合労働相談コーナー	〒361-8504 埼玉県行田市桜町2-6-14 (行田労働基準監督署内)	048-556-4195
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	秩父総合労働相談コーナー	〒368-0024 埼玉県秩父市上宮地町23-24 (秩父労働基準監督署内)	0494-22-3725
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	

☆…女性相談員が配置されている総合労働相談コーナー

(参考)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5・6・12・13条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。